特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	物価高騰対策給付金(調整給付)支給事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、物価高騰対策給付金(調整給付)支給事務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	物価高騰対策給付金(調整給付)				
() ± 7/1 (0 1000 ±	・デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、定額減税補足給付金(調整給付)を支給する。				
②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、公的公金口座の確認及び支給要件の確認に必要な税情報等の情報照会 に使用する。				
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
物価高騰対策給付金(調整給	付)支給対象者ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法第9条第1項 別表の135の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
	<選択肢>				
①実施の有無	1) 実施する 1) またたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたた				
(一) 大心の行無	2) 実施しない				
	3) 未定				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉部社会福祉課				
②所属長の役職名	社会福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	福祉部社会福祉課 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		⊧満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和6年6月14日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年6月14日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	·	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		ప]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	ప]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ప]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネッ	ルワークシステム ?	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてい		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である 情報昭会を行う場合に 4情奏] 網を確認したうえで昭全	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ⇒することの徹底を呼び掛けている。		
判断の根拠	また、必要に応じて複数人で以上のことから対策は「十分」	確認作業を行っている			
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[]外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[]全	≧項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	パスワード・生体認証が必要	である。 員には離籍時のログア	の数を必要最小限にしており、システム使用時に 'ウトの徹底を呼び掛けている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV −8. リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 情報照会を行う場合に、4情報を確認したうえ で照会することの徹底を呼び掛けている。 また、必要に応じて複数人で確認作業を行って いる。 以上のことから対策は「十分である」と考える。	事前	評価書の様式変更
令和7年10月31日	IV − 11. リスク対策最も優先 度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か十分である 判断の根拠 情報照会を行う事ができるアクセス権限のある職員の数を必要最小限にしており、システム使用時にパスワード・生体認証が必要である。また、アクセス権限のある職員には離籍時のログアウトの徹底を呼び掛けている。以上のことから対策は「十分である」と考える。		評価書の様式変更